

社会福祉法人陽日会 石岡ひまわり保育園放課後児童クラブ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人陽日会（以下「事業者」という。）が設置する石岡ひまわり保育園児童クラブ「キッズ・ひまわり」（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、小学校に在学する児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものを対象として、放課後等において家庭にかわる生活の場を提供し、基本的な生活指導を行いながら、集団での遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

3 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。

5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第25号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 石岡ひまわり保育園児童クラブ キッズ・ひまわり

二 所在地 石岡市東石岡5丁目3番35号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の種類、営業時間帯を通じた配置人数及び職務の内容は支援の単位ごとに次のとおりとする。

職種	員数	職 務 内 容
放課後 児 童 支援員	2 名	① 利用者の出席確認，状況の把握 ② 遊びや諸活動を通じての自主性，社会性及び創造性を培う援助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ④ 利用者の健康管理，安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡，情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 地域の関係機関・団体との連絡，調整 ⑦ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流 ⑧ 利用者の状況に関する学校との情報交換，連絡，調整 ⑨ 会議・打ち合わせ等による支援内容の検討，情報共有 ⑩ 利用者の様子及び育成支援の記録 ⑪ 行事や活動の企画と記録 ⑫ 清掃、衛生管理，安全点検，片付け等 ⑬ 補助員への指導・助言
補助員	必要時 放課後 児童支 援員 2 名中 1 名に 替え配 置	① 利用者の出席確認，状況の把握の補助 ② 遊びや諸活動を通じての自主性，社会性及び創造性を培う援助の補助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助の補助 ④ 利用者の健康管理，安全の確保及び情緒の安定を図るための援助の補助 ⑤ 利用者の様子及び育成支援の記録の補助 ⑥ 行事や活動の企画と記録の補助 ⑦ 清掃，衛生管理，安全点検，片付け等の補助 ⑧ 放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務

（ 利用定員及び受け入れについての条件 ）

第5条 事業所の利用定員は，1 支援単位毎に20名とし，最大で2 支援単位とする。

2 アレルギー及び障がいのある利用者の受け入れは，体制が整わない限り原則行わない。軽度なものは，事業所と協議の上決定する。

3 利用を希望する保護者は，申請書に就労証明書を添付の上，事業所あてに申し込むものとする。

4 特別な利用に関しては，別表1に定めるとおりとする。

（ 開所している日及び時間 ）

第6条 事業所の開所日及び開所時間は，次のとおりとする。

一 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日。

二 開所時間

- （1）小学校の授業日 ： 放課後から午後6時まで
- （2）小学校の授業の休業日 ： 午前7時30分から午後6時まで
- （3）時間延長サービス ： 午後6時から午後7時30分まで

2 台風、大雪などの天災による臨時休校日、インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖時など、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に通知するものとする。

（ 支援の内容 ）

第7条 支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- 二 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- 三 利用者の活動状況の把握
- 四 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 五 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- 六 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- 七 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- 八 その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動

（ 支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額 ）

第8条 支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

一 常時利用者

平日 (月～金)	基本時間	延長時間	
	放課後～午後6:00	午後6:01～午後7:00	午後7:01～午後7:30
	5,000円/月＋おやつ代1,000円/月	月額2,000円(おやつ付) 200円/日(おやつ付き)	200円/日 400円/日

土曜日	基本時間	延長時間
	午前7:30～午後6:00	午後6:01～午後7:00
	1,050円/日＋おやつ代50円/日	200円/日(おやつ付き)

8月平日 (月～金)	基 本 時 間	延 長 時 間	
	午前 7 : 3 0 ～午後 6 : 0 0	午後 6:01～午後 7:00	午後 7:01～午後 7:30
	13,000 円／月＋おやつ代 1,000 円／月	月額 2,000 円(おやつ付)	200 円／日
		200 円/日(おやつ付き)	400 円／日

※春休み、冬休み、夏休みの 7/21～7/31 の平日は、平日料金とする。

二 一時・外部児童利用者

時平日 (月～金)	基 本 時 間	延 長 時 間	
	放課後～午後 6 : 0 0	午後 6:01～午後 7:00	午後 7:01～午後 7:30
	750 円／日＋おやつ代 50 円／日	200 円/日(おやつ付き)	400 円／日

土曜日	基 本 時 間	延 長 時 間
	午前 7 : 3 0 ～午後 6 : 0 0	午後 6:01～午後 7:00
	1,250 円／日＋おやつ代 50 円／日	200 円/日(おやつ付き)

春休み・ 冬休みの 平日のみ	基 本 時 間	延 長 時 間	
	午前 7 : 3 0 ～午後 6 : 0 0	午後 6:01～午後 7:00	午後 7:01～午後 7:30
	1,150 円／日＋おやつ代 50 円／日	200 円/日(おやつ付き)	400 円／日

夏休み中 平 日 (月～金)のみ 7/21～8/31	基 本 時 間	延 長 時 間	
	午前 7 : 3 0 ～午後 6 : 0 0	午後 6:01～午後 7:00	午後 7:01～午後 7:30
	19,000 円／月＋おやつ代 1,000 円／月	期間額 2,000 円(おやつ付)	200 円／日
		200 円/日(おやつ付き)	400 円／日

三 利用料以外の費用

- ① 傷害保険（利用者全員） 8 0 0 円／年
- ② 催事の際の必要経費等（随時集金します）

（ 通常の事業の実施地域 ）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、石岡市立東小学校の通学区域とする。ただし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- 一 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。
- 二 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。
- 三 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- 四 支援提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止又は休所、退所を命ずることができる。

（緊急時等における対応方法）

第11条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者又は医療機関に連絡する等の措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、非常災害時の連絡体制を整備し、日頃から安全管理、安全指導及び危機対応に取り組むものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業者及び支援員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（苦情への対応）

第14条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所の支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所の支援に関する苦情に関して、社会福祉法(昭和26年法律第45条)第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査に協力する。

(個人情報の保護)

第15条 支援員は、業務上知り得た利用者、保護者などの個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を順守し、適正に取り扱うものとする。

2 支援員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする

(傷害保険への加入)

第16条 入会した児童は、保護者の費用負担により傷害保険に加入する。

2 支援の提供中に事故、災害等が発生した場合であって、その原因がクラブの責めに帰すべきものでないときは、前項の傷害保険の範囲内において補償を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、支援員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、支援員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

【別 表 1】特別な場合の利用

	常時利用者	一時・外部利用者 長期休業利用者
学級閉鎖の場合の利用	×	×
平日・放課後の利用	—	○（緊急の場合）
土曜日利用	○（就労確認要）	○（就労確認要）
長期休業の土曜日	○（就労確認要）	○（就労確認要）
小学校における 引渡し訓練後の利用	○	○（緊急の場合）